不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	住民生活課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	浴場業の許可取消し、営業停止命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	公衆浴場法第7条第1項

<処分基準/聴聞・弁明手続>

基準規定	公衆浴場法第7条第1項
処 分 基 準	■設定 □未設定 町長は、営業者が、法第2条第4項の規定により公衆浴場の経営の許可に附した 条件又は法第3条第1項(公衆浴場について講ずべき措置)の規定に違反したとき は、公衆浴場の営業の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずること ができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 35 第 5 号により美郷町 に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日